

資 料

〔個人住民税について〕

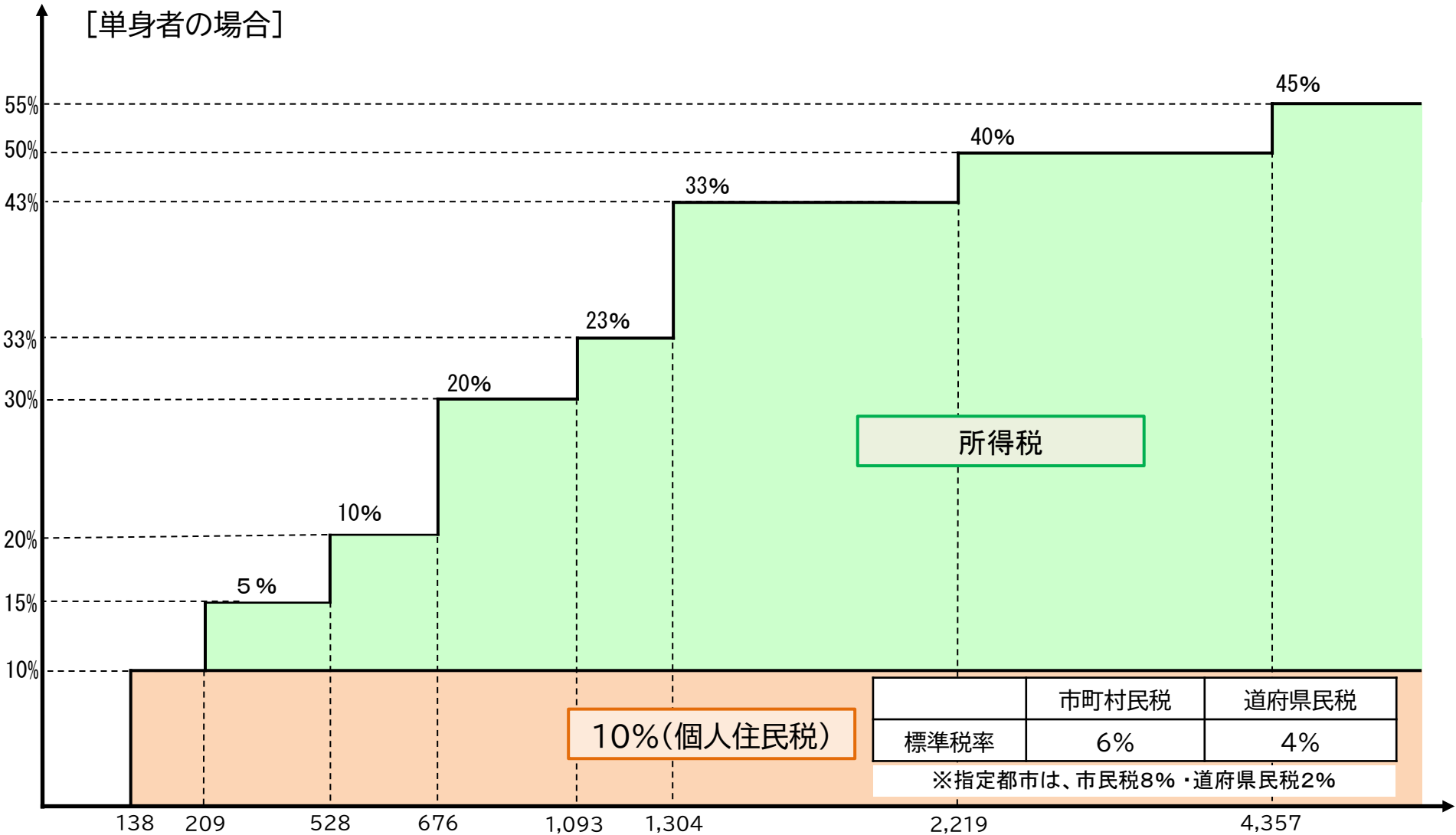
令和 8 年 10 月 6 日（火）

総 務 省

所得税及び個人住民税の税率等

(限界税率：%)

[単身者の場合]

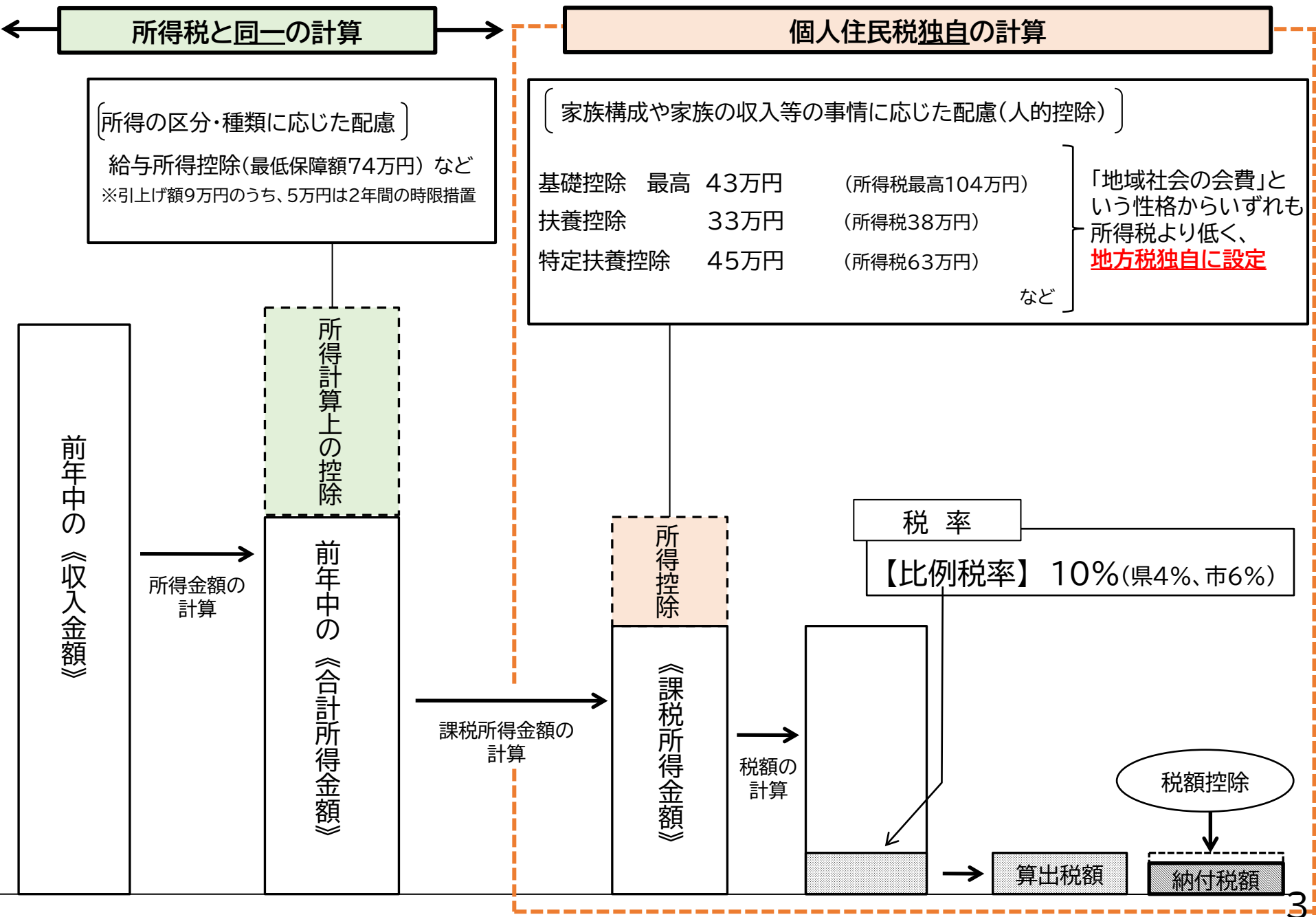


(注1) 単身の給与収入者の場合であり、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注2) 所得税については、令和8年分以後の所得税、個人住民税については令和9年度分以後の個人住民税について計算している。

(給与収入：万円)

個人住民税所得割の計算の仕組み(令和8年度税制改正後)



基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャープ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48 ※1
3～6	最高 43 ※2	〃
7	〃	最高 95 ※3
8	〃	最高 104 ※4

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(＝現行の個人住民税制度の創設)。

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で逦減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が逦減(例：給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

※4 収入に応じ控除額が逦減(例：給与収入665万円相当以下の場合は、最高104万円)。

令和8年度税制改正大綱(令和7年12月19日 自由民主党・日本維新の会)(抜粋)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

1. 物価高への対応

(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

令和8年度税制改正における個人住民税の対応

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：65万円 → <u>改正後：74万円</u> ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前：最高95万円 → <u>改正後：最高104万円</u> [給与収入200万円相当以下] [給与収入665万円相当以下] ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置
③扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：58万円 → <u>改正後：62万円</u>
④ひとり親控除の見直し	改正前:30万円 → <u>改正後:33万円</u> ※令和10年度分から適用	改正前：35万円 → <u>改正後：38万円</u> ※令和9年分所得から適用

	R7改正前	R8改正前	R8改正後	R7改正前	R8改正前	R8改正後
非課税ライン (単身者の場合)	基本額等 45万円 (変更なし) 45万円 (変更なし) 45万円 給与所得控除 55万円 $\xrightarrow{+10万円}$ <u>65万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>74万円</u> 計 100万円 110万円 119万円			基礎控除 48万円 $\xrightarrow{+47万円}$ <u>95万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>104万円</u> 給与所得控除 55万円 $\xrightarrow{+10万円}$ <u>65万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>74万円</u> 計 103万円 160万円 178万円		
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用					
減収見込み額	平年度:838億円程度			平年度:6,690億円程度		

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

個人住民税の基礎控除等の見直しに対する地方公共団体の意見

全国知事会 令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(令和8年7月17日)

2 地方税財源の確保・充実等に関する提言

IV 税制抜本改革の推進等

3 個人住民税の充実確保等

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

全国市長会 令和9年度 都市税制改正に関する意見(令和8年9月1日)

I 制度改正に関する意見

3. 個人住民税

(1) 個人住民税の基礎控除等に係る検討に当たっての対応等

個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ検討すること。特に、個人住民税の非課税限度額や基礎控除等に係る検討に当たっては、地方の意見を踏まえつつ、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方税財源に与える影響等に十分配慮することとし、これらを無視した大幅な引上げは行わないこと。

また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、その影響について十分に周知するとともに、適切に財政措置を講じること。

全国町村会 令和9年度政府予算編成 及び施策に関する要望 重点事項(令和8年7月2日)

4. 地方税財政に関すること

(5)個人住民税の基礎控除等に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることはないよう、丁寧な議論を行うこと。

人的控除の種類及び概要(令和9年度～)

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件
				令和9年度	(参考) 所得税(令和8年)	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 104万円 ※	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)
	配 偶 者 控 除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が62万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控 除 対 象 配 偶 者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が62万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	扶 養 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が62万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一 般 の 扶 養 親 族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特 定 扶 養 親 族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老 人 扶 養 親 族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同 居 老 親 等 加 算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	特 定 親 族 特 別 控 除	令和8年度 (2026年度)	・生計を一にする合計所得金額が62万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高 45万円	最高 63万円	—
	障 害 者 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特 別 障 害 者 控 除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同 居 特 別 障 害 者 控 除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
	寡 婦 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
	ひ と り 親 控 除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が62万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	33万円 ※令和10年度分から適用	38万円 ※令和9年分所得から適用	合計所得金額500万円以下
除	勤 労 学 生 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額89万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

※ 収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入665万円相当以下の場合は、最高104万円)。